

認定こども園入園申込書

令和 年 月 日

浦幌町長 様

保護者 住 所 浦幌町字

氏 名

(電話番号

)

認定こども園への入園につき次のとおり申し込みます。

入園児童	氏 名	生 年 月 日	性 別	備 考
	ふりがな	平・令 年 月 日	男・女	第 子 目
利用希望する期間及び時間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 午前 時 分から午後 時 分			
希望の区分	1. 認定こども園での教育の利用を希望（※満3歳以上の児童に限る） 2. 保護者の労働又は疾病等の理由により認定こども園での保育の利用を希望			
保育の実施を必要とする理由（上記希望の区分2に該当する方）	両親等：（ ）、（ ）※裏面の入園できる基準から該当する番号を記入してください。			

○入園児童の家庭の状況

区分	(ふりがな) 氏 名	入園児童との続柄	生年月日	性別	職業	課 税 の 有 無			備 考
						前年度分市町民税	前年分所得税	前年度分固定資産税	
入園児童の世帯員				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
				男・女		有・無	有・無	有・無	
生活保護の状況	適用なし・適用あり（ 年 月 日保護開始）								
ひとり親家庭	該 当・非 該 当（ 年 月から）								

※浦幌町記載欄	入園申込の承諾	教育・保育の実施の要否	保育の実施期間		保育の実施基準の番号
		要・否 (理由)	自 年 月 日	至 年 月 日	両親等：（ ）、（ ）
	年 月 日	入園番号	備 考		

○ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。※印の欄は記入する必要がありません。

○ 字は楷書ではっきりと書いてください。

記入上の注意

この入園申込書は、保護者が次の点に注意して記入のうえ提出して下さい。なお、その家庭から2人以上の児童が同時に入園を申込み場合は、それぞれの児童ごとに1枚の用紙を用いて下さい。

- 1 「利用希望する期間及び時間」には、小学校就学始期に達するまでの教育又は保育の実施を必要とする理由に該当すると見込まれる期間及び時間について記入して下さい。
- 2 「希望の区分」には、1（年齢の基準日において満3歳以上に限ります。）又は2のどちらか該当するものを○で囲んで下さい。
- 3 「希望の区分」2の入園できる基準は次の表に掲げるような場合で、かつ、両親以外の同居している親族等が児童の保育を出来ない場合に限られます。「保育の実施を必要とする理由」の欄については、（ ）内に両親（両親と別居している場合には、現在児童の面倒を実際にみている者）が下の表の（1）から（6）までに掲げるいずれの場合に該当するかを判断して、その該当する番号を全て記入し、かつ、その具体的な状況について、同欄に記入して下さい（例えば、（1）や（2）に該当する場合は勤務先・勤務時間・就労日数等、（4）では傷病名や治療見込期間等、（5）では看護している病人等の傷病名や治療見込期間等、（6）では災害の程度・復旧見込期間等）。

なお、具体的な状況を確認できる書類があればあわせて添付して下さい。

- 4 「入園児童の世帯員」の欄は、入園児童本人以外の入園児の両親（同居・別居の別を「備考」に記入して下さい。）及び同居している親族等の全員について記入するとともに、「課税の有無」の欄は、該当するものを○で囲んで下さい。

なお、保育料の決定のために必要な書類をあわせて添付して下さい（例、給与所得の源泉徴収票・所得税申告書・住民税納付書等の写し）。

- 5 認定こども園へ入園については、
 - ・認定こども園へ入園できる基準に該当しないために入園が認められない場合
 - ・希望者が多数いるため希望する認定こども園へ入園できない場合
 - ・認定こども園へ入園できる基準の該当事由により保育の実施期間の希望に添えない場合がありますから、あらかじめご承知下さい。

認定こども園へ入園できる基準

認定こども園へ入園できる児童は、両親いずれも（両親と別居している場合には児童の面倒をみている者）が次のいずれかの事情にある場合です。

- （1）（家庭外労働）児童の親が家庭の外で仕事をするのが普通なので、その児童の保育が出来ない場合
- （2）（家庭内労働）児童の親が家庭で児童とはなれて日常の家事以外の仕事をするのが普通なので、その児童の保育が出来ない場合
- （3）（親のいない家庭）死亡、行方不明、拘禁などの理由により親がいない家庭の場合
- （4）（母親の出産等）親が出産の前後、病気、負傷、心身に障害があったりするので、その児童の保育が出来ない場合
- （5）（病人の看護等）その児童家庭に長期にわたる病人や、心身に障害のある人があるため、親がいつもその看護にあたっており、その児童の保育ができない場合
- （6）（家庭の災害）火災や、風水害や、地震などの不幸があり、その家庭を失ったり、破損した為、その復旧の間、児童の保育ができない場合